議案第129号

鹿児島県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年11月提出

鹿児島県知事　　塩田康一

鹿児島県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

鹿児島県地方警察職員定数条例（昭和29年鹿児島県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「公安委員会が」を「公安委員会規則で」に改める。

第４条中「県警察本部の各課（室その他課に準ずるものを含む。）及び各警察署に対する」を削り、「掲げる」を「規定する職員の」に改める。

附　則

この条例は、令和９年１月12日から施行する。ただし、第２条の改正規定及び第４条の改正規定（「掲げる」を「規定する職員の」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（提案理由）

大隅警察センターの設置に伴い、その職員の定数及び警察官の階級別の定数を定めるため、所要の改正をしようとするものである。